

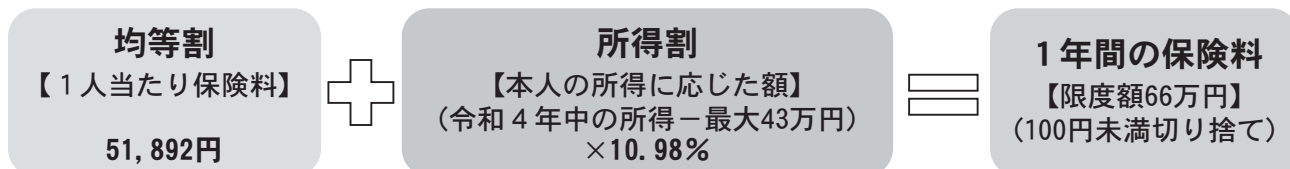
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和5年度の保険料のお支払いと  
保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

## ■7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料は、7月中旬頃に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》



○1年間の保険料の上限額は、66万円になります

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

## ◆保険料の軽減

### ①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(29万×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります（51,892円 → 25,946円）

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません

## ◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、民生課健康保険係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。